

平成28年度 第1回 滋賀県中小企業活性化審議会 会議議事録

1. 日時

平成28年8月3日（水） 10:00～11:20

2. 場所

滋賀県庁 北新館3階 中会議室

3. 出席委員

浅野邦彦、磯田陽子、井上多佳子、片岡哲司、川口剛史、北川陽子、小出英樹、
坂田徳一、竹中滋祥、竹中仁美、辻田素子、羽田真樹子、藤岡順子、宮川孝昭、盛武隆

※敬称略、五十音順

4. 内容

■開会

(資料確認)

<商工観光労働部次長挨拶>

皆さん、おはようございます。一言ご挨拶申し上げます。

会長をはじめ委員の皆様方には、本日、大変暑い中、またご多忙の中お集りいただきまして、ありがとうございます。また、平素は商工観光労働行政の推進に格別のご理解、ご協力を賜っておりますこと、重ねて厚くお礼申し上げます。

現在の景気の動向はといいますと、一応、県の分析では、一部に弱い動きがあるものの、緩やかに持ち直しつつあるというふうなことで、いろんな経済指標をもとに分析をさせていただいているところでございます。実際のところは、為替の動向であったり、原材料価格の高騰であったりとか、いろいろ外国の状況もありまして、中小企業の皆様方には大変厳しい状況が続いているのかなというふうに思っているところでございます。

そうした中、県といたしましては、やはり中小企業の皆様方が前向きに、元気に活躍、活動していただくということが、滋賀県経済の発展に、元気につながっていくというふ

うに認識をしているところをごさいます、今後も引き続き、中小企業のさまざまな活性化施策の充実、実施に努めてまいりたいというふうに考えているところをごさいます。

さて、本日の議題をごさいます、平成27年度滋賀県中小企業活性化施策の実施計画の検証ということでお集りをいただいております。数々ある施策を客観的に分析するというのはなかなか難しく、我々も試行錯誤をしておるのでごさいます、今回、この検証も3回目ということで、これまで2回、この審議会でもさまざまなご意見をいただいていることも参考にさせていただきながら、様式の見直しなどの工夫をさせていただいているところをごさいます、まだまだ十分ではないかなというふうに思っております。

また、きょう、検証結果を発表させていただきますが、皆様が実際に現場でいろいろご活躍いただいている中で得られた生の雰囲気といいますか、そういうところもお聞かせいただきながら、今後ともしっかりと検証し、また今年度、さらには次年度の施策の充実を努めてまいりたいというふうに考えておりますので、忌憚のないご意見をいただきますよう、よろしく願い申し上げまして、簡単でございますけれども、開会の挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

(会議成立確認)

(新委員自己紹介)

<司会>

それでは、ここからの議事の進行は、会長にお願いしたいと思います。

どうぞよろしく願いいたします。

<会長>

本日は非常にお忙しい中、また、お暑い中お集りをいただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、会議次第に従いまして、早速、議題に入りたいと思います。

■議題 平成27年度滋賀県中小企業活性化施策実施計画の検証について

(事務局より資料3、4-1、4-2、4-3により説明)

<会長>

はい、ありがとうございます。

事前に資料を配付いただいて、皆様方はご一読いただいていると思うのですが、その中でご意見、ご質問等がございましたらお受けしたいなと思いますが、いかがでございますか。

<委員>

すみません。これはA、B、C、Dで評価があるかと思うのですが、例えばC評価だと、次年度の何かに影響するとか、そういうことはあるのですか。予算付けとか。

<事務局>

C評価、D評価について、予算に影響するというような直接リンクしてくるということとはございません。ただ、C評価、D評価に至っては、その中小事業者のニーズ等がないとか、改善すべき点があるということで使われていないということもございますので、そういった点は当然見直しをかけて、次年度の予算の際には、一定施策にかかる制度の枠組みを変えていくなどの工夫なども必要かと考えております。

<委員>

ありがとうございます。今、経済産業協会は人材育成ということに力を入れております。高校生のプロフェッショナル人材育成事業というのは前年度名前が違いまして、前年度の評価はないのですが、今年度の評価は現在Cということで、その高校生、特に工業科というのは現状、非常にお金がなくて、多分県内3工業は皆同じだと思うのですが、機械科に至っては非常に古い、皆さんが見たこともないような機械で実習をされているというのが現状です。生徒たちが授業で使うパソコン一つも買えないというのが現状なんですね。

そんな中で、毎年、10万円ずつぐらい予算が削られているのですけども、そういうところへこういった事業を校長先生にやってくれと言いましても、学校側としては受け入れが非常に厳しいと思うのです。例えば、学校施設の充実の予算を付けるというのは、ここでは不可能だと思うのですけども、そういう環境整備も整えてからの事業だと思います、特に高校生の人材育成ということにつきましては。

ですから、単にこれをC評価というふうにしてもらうと、ちょっと困ると思いますので、実際に、そしたら何が悪かったのか、環境がどうであったのか、ちゃんとそういうものが充実した中でのこの予算付けでやってくださいとお願いされたのか、そういうところまで突っ込んでやっていただかないと、上っ面だけでこれを評価されてしまうと、学校側にとっては厳しい評価かなというふうに思いますので、その点をちょっとお願いしたいと思うのです。

<会長>

はい、ありがとうございます。

いかがでございますか。

<事務局>

専門高校プロフェッショナル人材育成事業、82番でございます。高度な資格を取得した生徒の目標数が250名に対しまして、結果が142名ということでC評価になっているところでございます。本日のご意見は当然、担当部局のほうにもお伝えをさせていただきますが、我々の聞いているところでございますと、例えば農業高校、工業高校、商業高校といった高校がそれぞれ連携をしながら、地域へ社会貢献ができるような取組を今後行っていくというようなことも考えておられるようです。

当然、熟年の技能者の方とか、専門学校の講師を招きまして合同で講習会をするなど、こういう施策が充実していくような形で取り組んでいきたいということでございますし、今、ご指摘のありました、事前の環境整備という現場の声も受け止めていただくようなことも、担当部局のほうに伝えたいと思います。

<会長>

はい、ありがとうございます。

よろしいですか。

<委員>

わかりました。

<会長>

非常にいいご質問をいただきまして、ありがとうございます。

滋賀県は「ものづくり」ということになると、やはり3校の工業高校がしっかり土台をつくっていただければ、次のステップになるかと思えますし、その辺ご配慮をいただきながら、よろしく施策をお願いしたいと思います。

他に何か皆さん、お気づきの点、気になる部分、ご意見がありましたら、どうぞよろしくお願いします。

<委員>

資料4-1、ものづくり産業を担う中小企業の事業機会の増大の127番、128番、129番のあたり、地場産業の魅力を発信するためのたくさんの機会をいただいています。A評価をいただいています。

私は近江の麻の仕事にかかわっております、きょうもこの暑い日に麻の着用とかは非常に効果的だと思うのですが、見渡したところ、皆さん、麻を着用されている気配はない。もしかしたら、肌着に高島ちぢみをご着用なのかもしれないですが。

やっぱり資金面の支援はありがたいのですし、外に向けての発信ももちろんですが、心持ちとして地場の産品を着用する、いただくというようなこと。地酒で乾杯とか、本当に地道に浸透はしてきていると思っています。

その中で、地場産品の振興に関する条例というのが施行されたのであれば、それを気持的にも支援、実践していただけるようなことを、まだまだというか、全然実感できていないのです。東近江市では、夏になると職員がクールビズ対応で、近江の麻を着用しています。全員ではないですが、あっせんで販売もさせてもらっています。そ

ういったことを今後の取組として、6月ぐらいになったら近江の麻を県庁内で売るとか、そういうようなこともさせていただけたらなと思いました。

<会長>

ありがとうございます。いかがでございますか。

<事務局>

ありがとうございます。A評価という形で出ておりますが、今、ご指摘をいただいた部分などは、まだまだ十分ではないと改めて思いました。おっしゃっていただきましたように、職員自らそういったものを着用し、それを実感して、またそれを広めていくということは非常に大事なことだと思っております。

一部、夏前に職員にあっせんをさせていただいている地場産品もございます。そういったものは季節によるかもしれませんが、季節を問わないものもあるかと思えます。機会がありましたら、積極的に庁内の中でも対応していきたいと思えます。

<会長>

はい、ありがとうございます。

地場産業は9つございます。もちろん、麻もそのうちの一つなんですけど、他にもたくさんございます。常日ごろから地産地消ということをやかましく言うておりまして、あとのものもお含みいただきながら、ぜひ進めていただけたらなと思えますので、その点よろしく願いをいたします。

他にご意見ございますか。

<委員>

私は、「滋賀の“ちいさな企業”応援月間」について、少し意見を述べさせていただきます。

昨年度の10月に大津のピアザ淡海での開催だったと思うのですが、ミキハウスの社長に基調講演をしていただいて、あとはフォーラムでした。“ちいさな企業”を応援す

るという前提で、200人を超える方に対して施策を周知する場でもあるということでしたが、基調講演が終わった段階で大分参加者が減ったようです。

滋賀県の立地からいうと、大津でやれば、次は近江八幡、そして長浜で10月に3回ぐらい、高島も合わせると4回ぐらいになるのですが、もう少し規模を小さくして、各商工会や各団体が応援しながら、その月間のフォーラムを持って回れたらなということ、昨年度のフォーラムのときに少し感じたので、意見を言わせていただきました。

<会長>

はい、ありがとうございました。

ただいまのご意見に対して、いかがでございますか。

<事務局>

ありがとうございます。

ご指摘のありましたように、昨年度「滋賀の“ちいさな企業”応援月間」につきましては、参加者が130名強であったと思います。当初、200名ぐらいを予定していたのですが、ご指摘のありましたように、基調講演が終わったら少なくなったというところで、我々としても、今後課題を残したというふうに感じております。

そういったところで、今年度から「滋賀県ちいさな企業応援月間」を条例の中にも位置付けた形で実践をしていこうということでございますので、より工夫改善する必要がありますと考えております。

その中で、基調講演なり、その後のパネルディスカッションなりを、どういう企画でやっていくのかというのは、今年度は、昨年度の反省を踏まえて、さらに検討を詰めるところでございます。

今のご指摘にあります県内数か所に分かれて、規模を小さくしてやるというのも一つの企画だと思います。さらに、滋賀県は北から南まで幅広いので、例えば中間地点でやるというやり方もあると思います。「ちいさな企業」の応援月間ですから、中小企業だけではなくて、小規模企業にも参加いただけるようなやり方というか、工夫というか、そういう内容を考えていきたいと思っておりますので、今後とも、またご意見を賜ればと思います。

<会長>

ありがとうございました。

よろしいですか。

<委員>

もう1点は、平成25年に活性化の推進に関する条例ができてから3年間、この“ちいさな企業”応援月間のところぐらいで、各市町の職員の方々も参加しながらできれば、というようなことを思っていたのですが、それを県主導でやっていただければ、市町の方々も参加しながら、そこでの交流云々ができるのではないかとというようなことも少し感じた次第です。

<事務局>

応援月間というのは県だけでやっていっても、なかなか裾野が広がっていかないというふうに思いますので、そこは当然、市町もそうですし、さらに各団体、こういったところと一致協力しまして取組をやっていくということで、先般も連携推進会議という形で各団体さんに集まっていただきました。

10月ですが、その前後の9月、11月にいろんな取組を集中的にやっていただきたいというお願いもさせていただいて、今後、応援月間でどういう取組があるのかというようなことを取りまとめておりますので、そういった取組を皆さんに周知をしながら、一体となった取組にしていきたいと考えております。

<会長>

ありがとうございました。

ひとつ、その辺もよろしくお含みいただいております。

他にご意見、ご質問はございませんか。

<委員>

資料4-3の1ページの46番『俺の男女共同参画』推進事業が、CからAに評価が上がったということで、大変うれしく拝見をいたしております。企業においてたくさん

ご苦労されている中で、ここに利用者のお声ということで、やはり家族と過ごす時間が大切だなということを感じていただいたのは、これからの中小企業においてすごく大切なことではないかなと感じました。家族と過ごしていただいて、またその子どもさんがこれから滋賀県を担っていただくという部分を考えますと、非常に効果的な事業であったなというふうに感じました。

<会長>

ありがとうございます。

今、うれしいお話を頂戴いただきましたが、何かコメントはございますか。

<事務局>

ありがとうございます。前年度C評価ということを受けまして、男性の育児休業の取得奨励金に当たりましては、有休をとられた方について紹介パンフレットで具体的に事例紹介をさせていただいたり、情報誌も事例紹介させていただいたりしまして、周知を図ったところですよ。

この事業ですけれども、平成27年度まで県で取り組んでいたところですが、国のほうで制度化がされまして、今後は国制度に移行し対応となりました。

<会長>

ありがとうございました。

それでは、他の方のご意見をどうぞ。

<委員>

小売商業およびサービス業の振興にかかる147番の事業の関係で、「AKINAI しが」の記載がありまして、A評価になっております。私、北部の長浜からの出席でございますので特に感じるわけでございますが、この諸事業につきましても、どうしても南部のほうの主になっているのかなということがございます。

「AKINAI しが」は、以前ちょっと調べたことがありまして、見ていましたら、長浜と米原で3件の事例しか載ってないということでもございましたし、湖北のほうではそうい

う案件の登録もございませんので、Aという評価ではないのではないかなというふうに見ておりました。やはり北部と南部とではこの評価の段階が違うのではないかなと、見方も変わってくるんじゃないかなというふうなことも思います。

県全体の目標が達成できたのでA評価ということではなく、地域差をもう少し考慮していただいてもいいんじゃないかなということ、達成率の件数につきましても、やはり北部のほうと南部のほうは、また湖西のほうも違いがあるかと思えますけど、滋賀県全体を見よということでしたら、そこら辺はもう少し考慮していただきたいなということは思っております。

<会長>

いかがでございますか。少し評価の観点が違うところがあると、こんなご指摘をいただいたのですが。よろしくお願いします。

<事務局>

147番の商店街等空き店舗活用マッチング支援事業でございますが、これは空き店舗情報サイト「AKINAIしが」というウェブサイトを開きまして、そこで不動産業界の方と連携をしまして、空き店舗をそこに掲載していただいて、マッチングを図っていこうというものでございます。

目標数値を定めまして、それに対して到達したかどうかということで評価をしているわけでございますが、ご指摘のありましたように、そこに掲載をしている店舗数とか、そういうのは各地域によってさまざまでございます。非常に多い地域もございまして、掲載が少ない地域もございまして。

その状況も、県全体として見るのであれば、目標は到達しているのかもしれませんが、地域ごとに案件の掲載であるとか、そのマッチングの状況によっては、評価の中身の分析をさらにしていく必要があると考えていますので、今後とも、ご指摘のあったようなところも、つぶさに分析をしていきたいと考えております。

<会長>

その辺もお含みいただきながら、よろしくお願いをいたします。

他には、いかがでございますか。

<委員>

これは感想みたいなものですが、事業番号22の滋賀の感性を伝える「ココクール」事業ですが、正直、県や国のポスターとかパンフレットは、ぱっとしないイメージがあるのですが、この「ココクール」の冊子はすごくおしゃれにできていて、「ココクール」で何だろうと思いつつ、おしゃれだな、と思って手に取りました。

やはりこういう媒体にこだわるというのはすごく大事だなと。このSNSの利用も、良いほうにも、悪いほうにも爆発的に広がっていくので、Facebookで広がったというのも、これはすごく上手な広がり方だなと感心しました。

<会長>

何かコメント、お答えいただけますか。感想で結構でございます。

<事務局>

大変ありがたいお言葉を頂戴し、担当者にまた伝えたいと思います。

以前は、メディアに掲載された件数で評価させていただいていたのですが、昨年度につきましては、今言っていましたように、Facebookにおける「いいね」の件数ということで評価させていただきました。最近はSNSでの発信力というのが大変多うございますので、今回はそれに関連する目標を設定させていただきました。

また、Facebookのほうにも投稿を精力的にすること、そしてまた取組の成果のところにも書いてございますように、モニターツアーを昨年度、国の交付金を活用して実施をさせていただきまして、そちらのほうに参加をいただく方につきましても、SNSなどを通じて発信力の高い方を中心にご参加いただいたということもございまして、目標が達成できたという状況でございます。

今年度モニターツアーは実施しないのですけれども、今後もそういったSNSなどを活用してどんどん発信力を高めていきたいというふうに思っておりますので、また引き続きよろしくお願いいたします。

<会長>

ありがとうございました。

<委員>

「ココクール」のモニターツアーですけど、今回は国の交付金ということで無料でした。そのため当然評価は上がります。それをどう活かすのかが大事だと思っていて、次年度お金を払ってでもやっぱり来た人がよかったと伝えてこそなので、今年度、次年度、また新たな人が増えること、そこを見てから評価したいなと思います。

<会長>

ありがとうございます。

<委員>

3点ございます。

1つは、ご相談というか、皆さんのご意見をお伺いしたいのですが、平成27年度の実施計画のときに、重点事項というのを幾つか出していたかと思うのです。小規模事業者への支援とか、女性および若者の活躍推進だとか、そういった重点事項に対するコメントを、もちろん今の中でも入ってはいるのですが、別途出したほうがいいのかどうかというのが、私自身悩ましいなと思っているところです。そのあたりをお伺いしたいというのが1点です。

2点目は、個別の事業になってくるのですが、先ほど経営革新の事業とかが、どちらかというと下がっている中に入っていたと思うのですが、やはり本業に附随した新しい事業を支援していくというところで、そもそも体制が十分できているのかというところを少々懸念しておりまして、そのあたり、県としては商工会議所とか商工会とか金融機関とか、その連携をどう見ていらっしゃるのか、今で十分なのか、あるいは改善しないといけないと思っいらっしゃるのか、そこら辺のところを少し教えていただきたいです。

というのも、経営革新を取ったら、次また新しい事業をということで資金が出るというのに今年度もかなり予算が挙がっているかと思うのですが、そういう計画の段階で意識を変えてというところにかなり力を入れてやっていかないと、次のところのいろんな

事業にも影響を及ぼすんじゃないかと思うので、そのあたりの体制も含めた認識を教えてくださいいただきたいということです。

3点目は、幾つか新たに始めてDという事業があるようですが、例えばUIJターン助成金とか、介護施設の関連ですとか、そのあたりのDになってしまっている事業というのは、そもそもどう考えればいいのかというところを少し教えていただきたいです。

<会長>

はい、ありがとうございます。

3点、ご質問が出ましたが、いかがでございますか。

<事務局>

まず1点目でございますが、確かにご指摘のように、重点事項として小規模事業者への支援とか、女性・若者への取組、こういった部分を掲げておりました。この場でご意見を賜って、そういうこともクローズアップすべきだということがございましたら、今後、総括表のところに記載させていただくなど検討させていただくのかと思っています。

2点目の経営革新については、従前、30件から40件ぐらいが年間の承認件数でございます。昨年度は22件と下がっていますので、評価も下がってございます。どういった原因があったのかは、我々もなかなか分析しづらいこともございますが、考えられるのは、例えば新たな事業に向けて設備投資をされる場合に、制度融資、例えば新事業促進枠という政策推進資金がございまして、その活用の際し、経営革新を受ける必要があるというのが条件になっています。

ただ、平成25年度から国のほうで「ものづくり・商業・サービス新展開支援補助金」というのが創設されました。これは国全体で1,000億円ぐらいの枠なのですが、滋賀県でも、数十社それを受けられています。これは、設備投資ですと3分の2の補助率となっており非常に有利なものでございます。そういったものが県内でも多くの中小企業が採択をされているのではないかなと思います。

一方で、制度融資は一般の金利よりも低く設定をさせていただいて使いやすいようにはしているのですが、保証料と合わせますと、金融機関のプロパー融資の金利と逆転現象が起きることもございます。

そういった中で、国の補助金を使われて3分の1の自己負担をされるような場合に、例えばその分は金融機関のプロパーの低利融資を使われて、経営革新の承認を受けて、それにつなげていこうという形がとられないのかなという、これはあくまで推測ですが、そういうことがあるのではないのかなという、一つの例として考えております。

今後、経営革新を受けられて融資とか補助とかいうものにつながっていくわけでございますし、国の方も補助金の加点につながっていきますので、そういった意味では、経営革新の承認の件数を継続的に上げていくというのも非常に重要なことでございますので、今後も、金融機関さんとか支援機関さん等と連携しまして、地域の中で、経営革新を受けていただくようなサポートをお願いしたいと考えております。

それから、3点目の、特に新規事業でD評価になっているようなものもございしますが、これもさまざまな事情がございます。必要な施策として目標を掲げさせていただいて、それに向けて努力をしていただいたのですが、結果として、目標に達せずD評価になったというふうに考えています。

それについては、さまざまな原因があったというふうに考えられるのですが、その辺はしっかり分析をして、継続するのか、さらにリニューアルするのも含めて、そういうところは次の事業展開で検討いただくような形で、いろんな部署と調整をさせていただきたいと思います。

<会長>

はい、ありがとうございました。

重点事項について、皆さんからのご意見も頂戴したいというお声もありましたが。

<委員>

すみません。今の重点事項の関連で質問させていただきたいのです。

女性および若者の活躍推進ということで、業種によっては慢性的な人材不足の業種も多々ございます。求職者と求人者とのマッチングというのは非常に大事なことだと思うのですが、マザーズジョブステーションは現在2か所あって、昨年も今年もA評価ということになってございます。5千何名の相談で、そのうち、何名の求人採用があったのかお聞かせいただきたい。

それから、偏った施策になっているんじゃないかなと。今、近江八幡と草津の2か所ですけれども、やはり遠いところからは、なかなかそういったところへ来られないという部分もありまして、求人者側にとっては、どうしても人材不足で、自由な働き方でもいいので雇用したいという企業さんもたくさんございます。そういったマッチングを図るためのしっかりとした制度をつくっていかないと、人材不足の解消も不可能ですし、女性の活躍推進ということにもつながっていかないのではないかなと。

できれば、定期的に移動マザーズジョブステーションみたいな形で、他のハローワークのほうへも、そういった活動ができるような体制づくりをしていただければありがたいかなというふうに思います。

昨年度の計画で、各地域でインキュベーションマネージャーを養成するというようなことが挙がってございましたけれども、何名ほどできたのかということ、各地域で、そういったマネージャーができてきているのかということをお聞かせいただきたいと思います。

<会長>

どうですか、わかりますか。

<事務局>

滋賀マザーズジョブステーションは、子育てや出産を機に仕事をやめられた方が、どうやって再就職すればいいかわからないとか、自分に合った仕事はどういう仕事なのかかわからないといった方を対象に相談対応をさせていただくという、いわゆる一歩踏み出す後押しをさせていただくというところが中心の業務になっております。

求人につきましては、マザーズジョブステーションの中にございますハローワークで求人等に対応しておりまして、この数値については、申しわけございませんが、把握はしておりません。

それと、先ほどおっしゃいましたマザーズジョブステーションの設置の考え方ですが、基本としましては、本県は、女性の就業率のM字のカーブの切れ込みが全国よりかなり深いという状況がございます。ここの切れ込みの部分に当たります年齢層を中心に就職支援を図っていくというもので、まず県の中央にあります近江八幡に1か所と、人口

流入が続いており、M字カーブの切れ込みが深い県南部の地域、草津駅前に1か所、計2か所を拠点にやっていきたいと考えております。

その他の地域ですけれども、昨年、湖西、湖北、甲賀の3地域で出前によりますセミナーを開催させていただきました。今年度も同様に3か所で出前セミナーの開催を予定しております。それぞれ地域により実情も異なっていることを踏まえ、そういった形で就労支援をしていくということは大事だと思っております。また、県のマザージョブステーションの仕組みが必要とされる市町については、ノウハウを提供していきたいと考えております。

<事務局>

インキュベーションマネージャーの養成につきましては、開業率が非常に低いということでございまして、そういう方を応援する人材を養成していこうということで、昨年度から始めております。3年間で30名を養成しようという計画でやっておりまして、昨年度につきましては10名養成させていただきました。それで、今年度も10名の募集で、現在11名に来ていただいて、約5か月間にわたって養成プログラムを履修していただいているという状況でございます。

昨年度に養成をして、そのままほったらかしというのはいかがなものかというのがございますので、今年度はさらにフォローアップ研修というのを加えまして、昨年度に受けていただいた方々、さらには既存で県内にいらっしゃるインキュベーションマネージャーの方々、こういった方々が一緒になって、その資質を高めていただこう、さらにサポートしていこうということで、実践も含めた形で取り組んでいるところでございます。

<会長>

ありがとうございました。

よろしいですか。

<委員>

すみません。先ほど説明のあった出前セミナーの開催ですけれども、何人ぐらい、どこで何回ぐらい。

<会長>

セミナーの開催について、どこで何回ぐらいと、こういう再質問が出ていますが、わかる範囲内でよろしいですね。

<事務局>

昨年10月13日に甲賀市、12月4日には高島市で、12月9日には米原市で開催をしております。

<委員>

年1回のセミナーで十分足りると思っていらっしゃるのかどうかわかりませんが、子育てが終わって本当に働きたい人というのは、そんな指定された日には絶対行けないんですよね、家庭もあって。自分たちが自分に合った職場をどうやって探すのか、どこにあるのかということ相談に行こうとすると、やっぱり一定の期間でないと、自分たちが行きやすいときに行けるといえるときじゃないと、行けないんですよ。

マザーズジョブステーションの設置主旨を説明いただきましたが、もう既に今日まで何回もやっておりますし、ここにいらっしゃる方は皆、御存じです。それより、本当にこの制度を必要とする人が、それだけのことで出来るのかということ、再度お考えいただきたいなと思います。

<事務局>

貴重なご意見、どうもありがとうございます。

1回のセミナーということで、確かに、その日に来られない方もいらっしゃると思います。出前セミナーの成果としましては、このセミナーをきっかけにマザーズジョブステーションに足を運んでいただいたり、また、お仕事セミナーを実施した甲賀市での、本年度、国の交付金を活用した市単独でセミナーの開催にもつながっております。

また、各地域の実情に応じて就労支援することは大切であると考えておりますので、こういった事例も参考にしながら、就労支援を進めてまいりたいと思います。

<会長>

はい、ありがとうございます。

よろしいですね。

他の方、それではどうぞ。

<委員>

細かな話から入りますと、今、インキュベーションマネージャーの話が出ました。私は行政書士ですけども、滋賀県には自由業団体協議会というのがありまして、税理士、社労士、行政書士、それから中小企業診断士等々の資格者が集まっています。そして、これらの団体がさまざまなイベントを催しながら、これから事業を起こそうとする人たち、あるいは中小企業の起業から事業承継や金融支援、その他補助金の申請等々、行政に対する手続等を総合的にやっているわけです。そういった中で、中小企業円滑化法が期限切れということで、経済産業省の中小企業支援ネットワークというのがありまして、ここにも税理士、行政書士等が同じような活動をしているという現状があります。

このインキュベーションマネージャーに、そういった資格者がどこまで入っているのかわかりませんが、手続となると、最終的には我々の手を経なければならないということがあります。そこのつながりがよくわからない。インキュベーションマネージャーで全て完結するわけじゃないんですね。やれば違法行為が出てこないとも限らないということで、ちょっと疑問なんです。

そのことを踏まえて、今回の県の施策等を見ていますと、中小企業者及び関係団体等の有機的な連携の促進というのがあります。あるいは、基本施策の中にもいろいろあるのですが、そういう大きな方針があって、この評価シートが出されたのです。

実は全く視点を変えますと、県や市町が調達を行いますね。これらについては物品と役務がありまして、役務の中に、インキュベーションマネージャーではありませんけれども、さまざまな起業や創業に関するセミナーの開催とか相談の開設とかがあります。

もう1つは、僕は知事に業務システムの最適化、いわゆる今の行政の見直しをどう図っていくのかというのをご提案しているのですが、それを進めていきますと、やはり役務の外注化というのが出てまいります。現実には、私も滋賀県の公益認定委員を務めさせていただきましたが、公益認定は認定を受けようとする、あるいは一般に移る

うとする移行型の公益法人等が300近くある。この中に、さまざまな役務の発注がありまして、さらに、中小事業者に関する支援、あるいはその役務を受けた各種団体の構成員といった中に、中小企業者やこれから企業を起こそうとする人たちがいるというところでのお金が出ているわけです。

ここで議論されているのは、あくまで中小企業施策にかかわる県の予算や国の予算の部分だろうと思うのですけれども、それ以外にも実はお金が出ている。そして、受け取る側も、それを機会にしてベンチャーという方向に進もうとしているはずなんですね。そこらのところが、もったいないなというか、連携はどうなっているのだろうかというような気持ちを先ほどからずっと抱いておりまして、総合的な感覚からいえば、先ほど申し上げましたように自由業団体協議会、税理士や司法書士、行政書士等も、実は小規模事業者なんですよ。これらが自分のお客様に対して、さまざまな起業、創業等の相談や事業の立ち上げ等を支援して、みずからも繁栄するし、新たな事業も起こしていく。

こういう非常に裾野の広い部分があるわけですし、そういったところを考えると、また話を戻しますが、インキュベーションマネージャーの育成というのも必要でしょうけれども、たちまちすぐ動く集団というのものもあるわけですし、中小企業活性化施策とあわせて、県の業務適正化や、いわゆる調達における役務の部分で参画している各種団体の現状勢力ですよ。こういったものがうまくマッチングしていくといいのではないかなど、先ほどから皆さんのお話を伺いながら思っていました。

ちなみに、私たち行政書士会としても、県の商工課と連携して中小企業のフォーラム等も開催していますし、かつての政策金融公庫ですか、ここともさまざまな提携をし、各種金融機関とも提携しているわけですので、そういったものをいかに拾い上げて、この周辺に付加価値を生み出していくかという視点があってもいいのではないかということ、ずっと議論をお聞きして感じましたので、感想といいますか、意見といいますか、申し上げたいと思います。

<会長>

はい、ありがとうございました。

何かコメントいただける範囲内、よろしく願いいたします。

<事務局>

ご意見、ありがとうございます。

インキュベーションマネージャーといわゆる中小企業診断士とか行政書士とか、そういう資格を持った方との連携がどうなのかということと、県の調達などでの部分でも中小企業の施策につながるのではないかと、という2点のご指摘だったというふうに思います。

まず1点目の、インキュベーションマネージャーについては、県内でも既存でいろんなインキュベーション施設が、大学にもございますし、草津や米原にも県の施設がございます。そういうところで、創業を目指す方々に伴走型のサポートするインキュベーションマネージャーという方がおられます。

これは、国で一定のプログラム、その講習を受けられた方を国の機関が認定をして、インキュベーションマネージャーとして支援するという制度で、そういう方を県内にも多く増やすことによって、創業される方をサポートできるということでございます。例えば各商工会、商工会議所でも創業セミナーなどを開催されていますので、地域でもそういう方々がいることがさらにいいだろうということで、地域でのインキュベーションマネージャーの資格を有する方を育てていこうということでやっています。

ただ、インキュベーションマネージャーだけで全てができるわけではございませんので、ご指摘のありましたように、例えば中小企業診断士の方とか行政書士とか資格を持っておられる方とか、ノウハウ・知見を持っておられる方がいらっしゃいますので、そういう方といかに連携をするか、そういう方々の結びつきをコーディネートしていくかというのも、当然インキュベーションマネージャーとしての力量というか、そういう仕事もございます。逆に、資格を持っておられる方から、先ほどご指摘がありましたような、例えば中小企業向けのイベントをされたら、そういうところと連携をしていく。こういうことが、我々が目指す中小企業を県内全体で盛り上げていこうという部分として、非常に重要なポイントだというふうに思いますので、今後とも、そういう連携を充実させていただきたいと思います。

2点目の、役務の部分でございますが、例えば県そのものも、県内の一つの大きな事業体として、当然いろんな仕事を発注させていただいています。そういう意味では、外から役務を提供いただくという形で、県の仕事をしている部分もございますし、それを

していただいている企業の方々が経済循環していくというのもございます。そういう中で、県に役務を提供していただいているというのもございます。

一つの例でございますけども、新しい商品などを率先して県で導入しようということをやっています、そういう認定制度を持っております。そういった部分は県の調達制度の中でも組み込んでおまして、例えば“ちいさな企業”とか、新しい商品を開発した企業を県のいろんな入札制度などに参加していただくきっかけづくりとか、そういう仕組みもございます。そういった部分で、さらに新しい県の発注する部分の調達分を、企業さんに出していくというのものもあるのかなというふうに考えております。

<会長>

はい、ありがとうございました。

再質問があるようでございます。

<委員>

インキュベーションに絞りますけれども、対日直接投資の政策によりまして、外国人による投資活動、日本における起業というのが進んでいるわけですし、何年前か忘れましたが、川崎市にインキュベーションセンターがありまして、そこにやはり外国人もたくさん取り込んで、特に中国が多かったのですけれども、そこから育てていく。一緒に北京の清華大学等にも行きましたけれども、インキュベーションオフィスが各市町にありますが、やはり入所資格といいますか、これもなかなか難しく、規模に応じて机1つとか2つとかあるのですけれども、ここも我が方の会員で、新たに事務所を開設しようとするときに申し込んで、受け付けられなかったみたいなのところもありまして、もう少しインキュベーションオフィスについても、いろいろな広げ方、受け入れ方等があると思われまので、そこら辺もご研究いただけたらいいなというのが、今のお話の感想です。

<会長>

感想を述べていただきまして、参考にとおっしゃっていますので、ぜひひとつお含みをいただいて、よろしくお願いをしたいと思います。

まだまだ皆さんからのご意見があるかと存じますが、大分熱心にご議論をいただきましたので、当該議題につきましてはここまでとさせていただきたいと思えます。

平成27年度の実施計画の検証につきましては、今回、皆様からいただきましたご意見につきまして、次年度以降の施策に活かさせていただきますよう、事務局をお願いしておきたいと思えます。

それでは、皆様方にはご協力いただきまして、ありがとうございました。

本日は、ここまでとさせていただきたいと思えます。

それでは、事務局のほうに移させていただきますので、よろしく願いいたします。

<事務局>

本日は、大変熱心なご審議をいただきまして、まことにありがとうございました。

次回の審議会のことについて、少し連絡をさせていただきたいと思えます。

今年度の取組にかかります中間評価的なものとして、進捗状況について、さらに来年度に向けました課題とか取組の方向性などについて、次回の審議会でご意見を賜りたいと考えております。開催の時期は10月ごろを予定しておりまして、また後日改めて、皆様方のご都合を日程調整させていただきたいと思えますので、よろしく願いをしたいと思えます。大変ご多忙のところ申しわけございませんが、ぜひご出席賜りますようお願い申し上げます。事務局の連絡とさせていただきます。

<会長>

はい、ありがとうございました。

それでは、これもちまして終了とさせていただきたいと思えます。

委員の皆様には、本当に議事進行にご協力を賜りまして、ありがとうございました。

進行を事務局をお願いしたいと思えますので、よろしく願いいたします。

■閉会

<商工観光労働部次長挨拶>

本日は、大変活発なご意見をいただきまして、ありがとうございました。

県としましては、県全体の目標をつくって、そこで達成しているかどうかということ
を判断しているのですが、ご意見がありましたように、やはり滋賀県は東西南北、琵琶
湖を挟んでいろんな地域がある。それぞれの地域でも濃淡があるというところで、それ
ぞれの地域の実情に即した施策の展開ということを、より考えていかなければならぬ
のかなというふうに、今日は聞かせていただいたところでございます。

また、今後ともよろしく、さまざまなご意見をいただきますようお願い申し上げまし
て、今日の御礼の言葉とさせていただきます。

どうもありがとうございました。